

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
当たるときの翌日)

目 次

◇訓 令 佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令

百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令

◇告 示 字の区域の新設等

町等の区域の変更

字の区域の変更

自衛官の募集

青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の役員の就退任

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業の認可(四件)

土地改良事業計画の変更の認可(四件)

土地改良法による換地処分(三件)

土地改良事業の工事の完了

森林整備市町村の指定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定

土地収用法による土地の立入り

都市公園の区域の変更

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三件)

建築計画概要書の閲覧場所の一部改正

解の指定の一部改正

鳥取県指定金融機関及び鳥取県指定代理金融機関の店舗
の名称等の一部改正

◇公 告 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施

訓 令

鳥取県訓令第一号

佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令

佐治川ダム操作規則(昭和四十七年四月鳥取県訓令第五号)の一部を次
のように改正する。

第十二条中「郡家土木出張所長」を「郡家土木事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令

百谷ダム操作規則（昭和五十年六月鳥取県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「鳥取土木出張所長」を「鳥取土木事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井地区第三工区の換地処分
の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

祢宜谷字下前田

同上の区域（昭和五十八年九月十四日現在の地番による。）

祢宜谷字遊ケ垣九八の一の一部、九八の二から九八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

祢宜谷字下青木二五六の三、二五六の五、二五七の二、二五七の三、二五八、二五九の三、二五九の五、二六四の二、二六四の三、二六五の一、二六五の二、二六六及びこれらと一体をなす国有地の一部

祢宜谷字斧谷口のうち二六九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

祢宜谷字斧谷二七一の一の一部及びこれと一体をなす国有地

香取字下遊垣一八八の三の一部及びこれと一体をなす国有地

香取字上遊垣一八九の一、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九一の一の一部、一九一の二から一九一の四まで、一九二、一九三の二、一九三の三、一九三の五、一九三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部
香取字蛇喰一九四の二、一九四の三、一九四の四の一部、一九四の五の一部、一九五の一の一部、一九五の四の一部、一九五の五の一部、一九七の一の一部、一九七の二の一部

	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>称宜谷字遊ケ垣</p>	<p>称宜谷字下青木</p>	<p>香取字前田</p>
	<p>同上の区域（昭和五十八年九月十四日現在の地番による。）</p>	<p>称宜谷字遊ケ垣のうち九八の一の一部、九八の二から九八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 香取字上遊垣一九三の一の一部、一九三の四の一部、一九三の一の一部</p>	<p>称宜谷字下青木のうち二五六の三、二五六の五、二五七の二、二五七の三、二五八、二五九の三、二五九の五、二六四の二、二六四の三、二六五の一、二六五の二、二六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地 香取字中瀬一七八の三、一八〇の三、一八〇の四、一八〇の六、一八三の五、一八三の九、一八三の一三、一八三の一四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七八の二と一体をなす国有地の一部 香取字下遊垣一八四、一八五の一の一部、一八五の三の一部、一八五の五及びこれらと一体をなす国有地 香取字樋ノ詰二〇一の一部、二〇四の一部 香取字上前田のうち二〇六の一の一部、二〇七の一の一部、二〇八の一の一部、二〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の一、二〇五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 香取字下前田のうち二二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 香取字西土居二三三の一、二三三の二、二三三の五、二三三の四、二三五の一、二三五の二、二三六の一、二三七の五及びこれらと一体をなす国有地 紙子谷字前田道ノ下三五の八と一体をなす国有地</p>
<p>香取字於市谷</p>	<p>香取字於市谷奥</p>	<p>香取字宮ケ鼻</p>	<p>香取字権現</p>	<p>称宜谷字奥斧谷</p>
<p>香取字於市谷の全域</p>	<p>香取字於市谷奥のうち一五五、一五六、一五六次一、一五七、一五七次一、一五八、一六〇の一、一六一の一、一六一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>香取字宮ケ鼻のうち一〇二の一部、一〇三の一の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 香取字権現九五内一、九六の三、九六次一と一体をなす国有地の一部 香取字中瀬一七八第一の一部、一八一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 紙子谷字元中口六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>香取字権現のうち九五内一、九六の三、九六次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>称宜谷字奥斧谷のうち二七九の一、二七九の二、二八〇の一、二八〇の二、二八一、二八二の二、二八二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 香取字小ノ谷四一三の二</p>

香取字樋ノ詰	香取字下遊垣	香取字中瀬	
<p>香取字樋ノ詰のうち二〇一の一部、二〇二の三の一部、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇四の二の一部、二〇四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の一、一九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>香取字下遊垣のうち一八四、一八五の二の一部、一八五の三、一八五の五、一八六の二、一八六の三の一部、一八六の四の一部、一八七の二の一部、一八八の二の一部、一八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>香取字上遊垣一八九、一九一の二の一部、一九三の二の一部、一九三の四の一部、一九三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>香取字蛇喰一九四の二の一部</p> <p>香取字樋ノ詰二〇二の三の一部、二〇三の二の一部、二〇三の五の一部、二〇四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>香取字中瀬のうち一七八の一部、一七八第一の一部、一七八の三、一八〇の三、一八〇の四、一八〇の六、一八一の五の一部、一八三の五、一八三の九、一八三の三、一八三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七八の二、一八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>香取字宮ヶ鼻一〇二の一部、一〇三の二の一部、一〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>紙子谷字元井口六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>香取字於市谷奥一五五、一五六、一五六次一、一五七、一五七次一、一五八、一六〇の二、一六一の二、一六一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>香取字中瀬一七八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
香取字意上	香取字奥小野谷	香取字西土居	
<p>香取字意上の全域</p> <p>香取字蛇喰一九七の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一九七の二、一九七の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>香取字樋ノ詰一九九の一、一九九の二と一体をなす国有地</p> <p>香取字意上口のうち二七三の一部、二七四の一部以外の区域</p> <p>香取字意上堤下の全域</p>	<p>香取字奥小野谷のうち二九六から二九八まで、二九九の二、二九九の三、三〇一の二、三〇一の三、三〇二の二、三〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>香取字西土居のうち二二三の二、二二三の三、二二三の四、二二三の五、二三五の二、二三五の三、二三五の四、二三五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>香取字下遊垣一八五の二の一部、一八五の三の一部、一八六の二、一八六の三の一部、一八六の四の一部、一八七の二の一部、一八八の二の一部、一八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>香取字蛇喰一九四の二の一部、一九四の四の一部、一九四の五の一部、一九五の二の一部、一九五の三、一九五の四の一部、一九五の五の一部、一九五の六、一九五の七、一九六の二から一九六の三まで一九七の二から一九七の三までの一部、一九八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>香取字上前田二〇六の二の一部、二〇七の二の一部、二〇八の二の一部、二〇八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の二、二〇五の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>香取字意上口二七三の一部、二七四の一部</p>

香取字小ノ谷	香取字小ノ谷のうち四一三の二以外の区域 香取字奥小野谷二九九の一、三〇一の一及びこれらと一体をなす国有地
香取字意上谷南側	香取字意上谷南側のうち四二六の二以外の区域
紙子谷字元結	紙子谷字元結のうち四の一、四の二、五の一、五の四から五の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
紙子谷字中瀬	紙子谷字中瀬のうち一一の三の一部、一一の四、一一の五、一二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 紙子谷字元結四の一、四の二、五の一、五の四から五の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 紙子谷字元井口六の一部、七、七の一及びこれらと一体をなす国有地
紙子谷字門所谷	紙子谷字門所谷のうち二二の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域 紙子谷字門所谷二二の二の一部
紙子谷字岩ノ路	紙子谷字岩ノ路の全域 紙子谷字中瀬一一の三の一部、一一の四、一一の五、一二及びこれらと一体をなす国有地の一部 紙子谷字向中瀬一七の一部及びこれと一体をなす国有地 紙子谷字門所谷二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 紙子谷字ドフドフ三二の七及びこれと一体をなす国有地

紙子谷字ドフドフ	海蔵寺字赤坂二の一及びこれと一体をなす国有地の一部 紙子谷字ドフドフのうち三二の七及びこれと一体をなす国有地以外の区域
紙子谷字井手ノ下	紙子谷字井手ノ下のうち三四の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
紙子谷字前田道ノ下	紙子谷字前田道ノ下のうち三五の八と一体をなす国有地の一部以外の区域 紙子谷字井手ノ下三四の一及びこれと一体をなす国有地 紙子谷字道ノ上四二の七、四二の一、四二の一二 香取字下前田二二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地
紙子谷字道ノ上	紙子谷字道ノ上のうち四二の七、四二の一、四二の一二以外の区域
海蔵寺字赤坂	海蔵寺字赤坂のうち二の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	栴宜谷字斧谷口、香取字上遊垣、香取字蛇喰、香取字上前田、香取字下前田、香取字意上口、香取字小野谷口、香取字意上提下、紙子谷字元井口、紙子谷字向中瀬

鳥取県告示第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による志津地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十八年十一月二十一日現在の地番による。）
志津字築畔	志津字築畔の全域 志津字大田井三三四の一部及びこれと一体をなす国有地 志津字大田井ノ下四三八の六〇から四三八の六五まで 志津字中峰五八四の二、五八四の一三の一部、五九六の一六から五九六の二〇まで 福本字築畔三一の二、三一の三、三二から三四まで及びこれらと一体をなす国有地 福本字向山三五九の二、三五九の三、三六〇の二、三六三の二 福本字中尾三六五の二、三六五の三
志津字大田井	志津字大田井のうち三三四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 志津字砂辺三四一、三四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 志津字大田井ノ下四三八の二、四三八の五一から四三八の五九まで、四三八の六六 志津字中峰五八四の一三の一部、五八四の一四、五八四の一五、五九一の三から五九一の五まで、五九二の三から五九二の七まで
志津字中峰	志津字中峰のうち五六四の二、五八一の二、五八二の二、五八三の二、五八三の三、五八四の二から五八四の一五まで、五八六の五、五九一の三から五九一の五まで、五九二の三から五九二の七まで、五九六の一六から五九六の二〇まで以外の区域
志津字砂辺	志津字砂辺のうち三四一、三四二の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 志津字大田井ノ上四四八の三、四四九の二、四五〇の二、四五六の六二、四五六の六三、四五六の六五、四五六の六六 志津字中峰五六四の二、五八一の二、五八二の二、五八三の二、五八三の三、五八六の五
志津字後口谷	志津字後口谷のうち三六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 志津字砂辺三四九の一部及びこれと一体をなす国有地 志津字大田井ノ上四六六の二、四六七の二、四六八の二、四六八の三、四七三の三三、四七三の四〇から四七三の四四まで、四七三の四六、四七三の四七 志津字野口五〇八の一三、五〇九の八、五一〇の一、五一〇の二、五一〇の三、五一〇の四、五一〇の五、五一〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 志津字西平五二三の二、五二六の四
志津字大田井ノ下	志津字大田井ノ下のうち四三八の二、四三八の五一から四三八の六六まで以外の区域
志津字大田井ノ上	志津字大田井ノ上のうち四四八の三、四四九の二、四五〇の二、四五六の六二、四五六の六三、四五六の六五、四五六の六六、四六六の二、四六七の二、四六八の二、四六八の三、四七三の三三、四七三の四〇から四七三の五二まで

<p>志津字西平</p>	<p>以外の区域</p>
<p>志津字野口</p>	<p>志津字西平のうち五二三の二、五二六の四以外の区域</p>
<p>志津字大窪田</p>	<p>志津字野口のうち五〇八の一三、五〇九の八、五一〇の一から五一〇の一四まで、五一一の五、五一一の六、五一二の二から五一二の一五まで、五一二の一七、五一三の一八、五一三の一九、五一五の二三、五一五の四一、五一〇の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>志津字奥田</p>	<p>志津字後口谷三六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 志津字大窪田のうち三七六の一部以外の区域 志津字奥田三七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三七七と一体をなす国有地の一部 志津字大田井ノ上四七三の四五、四七三の四八から四七三の五二まで 志津字向野五〇七の一八、五〇七の二五、五〇七の二八から五〇七の三二まで、五〇七の一九三から五〇七の二〇〇まで 志津字野口五一〇の一三の一部、五一一の六の一部、五一二の二から五一二の一五まで、五一二の一七、五一三の一八、五一三の一九、五一五の二三、五一五の四一、五二〇の八 志津字誥ノ下七〇八の二二七の一部、七〇八の二二九の一部</p>
<p>志津字向野</p>	<p>志津字向野のうち五〇七の一八、五〇七の二五、五〇七の二八から五〇七の三二まで、五〇七の一九三から五〇七の二〇〇まで以外の区域</p>
<p>志津字奥田</p>	<p>志津字大窪田三七六の一部 志津字奥田のうち三七七の二の一部及びこれと一体をなす</p>

<p>志津字誥ノ下</p>	<p>国有地並びに三七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 志津字誥ノ下七〇八の二一六、七〇八の二二七の一部、七〇八の二一八、七〇八の二一九の一部、七二〇の四</p>
<p>福本字築畔</p>	<p>志津字誥ノ下のうち七〇八の二二六から七〇八の二一九まで、七二〇の四以外の区域</p>
<p>福本字向山</p>	<p>福本字築畔のうち三一の二、三一の三、三二から三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福本字中尾</p>	<p>福本字向山のうち三五九の二、三五九の三、三六〇の二、三六三の二以外の区域</p>
<p>福本字中尾</p>	<p>福本字中尾のうち三六五の二、三六五の三以外の区域</p>

鳥取県告示第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩山地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年八月八日現在の地番による。）
大字恩志字岩山 下	大字恩志字山下の全域 大字恩志字小堤三九六、三九七の一部、三九八、三九九、 四〇〇の一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす固有 地
大字恩志字小堤	大字恩志字小堤のうち三九六、三九七の一部、三九八、三 九九、四〇〇の一部、四〇一の一部及びこれらと一体をな す固有地以外の区域

鳥取県告示第二百五十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十九年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士とする。

2 女子については、二等陸士及び二等海士とする。

二 募集期間

1 男子については、昭和五十九年四月一日から同年六月三十日までとする。
2 女子については、昭和五十九年五月一日から同月三十一日までとする。

る。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和五十九年六月四日とする。

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八ノ三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、昭和五十九年八月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第二百五十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種別	題名	発行記号等	表示された発行所名
1373	雑誌その他 の刊行物	事件マガジン 罪ファイル MAGAZINE 第1巻第5号	GM-5-D	朝日新聞
1374	"	MASTER NOTES 12 特集セーラ ービジュアル 看護婦さんの私生活と SEX は?	MM-5-D	土曜出版社

1375	"	男根吸込み 口移しで下 オ青春	EC-5	テリス出版
1376	"	女子高生 女子高生 毛むし美 MAR-17	EC-4	Do 企画
1377	"	恥肉ぬめり 恥ずかしい部屋	EC-0	テリス出版
1378	"	局部露集 下着	EC-9	Do 企画
1379	"	コレクター 淫乱美少女 Vol.26	CO-5-D	海鳴書房
1380	"	セクシーボトム 第1巻第4号 尺八集中講座	SB-5-D	テッポウ社
1381	"	性交ぶちこみ 色情女	EC-8	テリス出版
1382	"	クイコミ美人	EC-9	JOKER'S
1383	"	SUGAR チヤン 臭穴指戯 第二巻第六号	SG-5-D	トライビジョン
1384	"	エロスファン 第2巻第5号 通巻15号	EF-5-D	朝日新聞社
1385	"	妖美館 悦膚の性実	YK-5-D	朝日新聞社
1386	"	Lamu 創刊特別号 Vol.1	LM-5-D	テッポウ社
1387	"	Boby Socks Vol.17	BS-5-D	朝日新聞社
1388	"	ピンク特報 根元まで刺して Vol.46	PT-5-D	朝日新聞社
1389	"	ALICE スペシャル	AS-5-D	朝日新聞社
1390	"	IN・PUT	EB-8	office JET

1391	"	妹の性器 売られた妹	EB-Δ5	テリス出版
1392	"	TWIN 下北沢	TN-2D	土曜出版新社
1393	"	CRIMAX Part II THE JOLLY GIRL	EC-×2	Do 企画
1394	"	性器口淫 シヤぶり 初体験・愛	EC-×1	テリス出版
1395	"	男根挿入 秘密の写真館	EB-Δ7	テリス出版
1396	"	女神	EC-Δ9	office JET
1397	"	SMク ラテ M女の淫臭穴 SMク ラテ密着取材 M女の私生活	EC-×6	セイント企画
1398	"	本番挿入 少女のからだ	EC-×7	Do 企画
1399	"	ノオトキキパレード フォトキキパレード Vol.6	HK-5D	キョードー出版
1400	"	ラブ Cream 創刊号 ラブクリーム創刊号 おまんこ大好き!!	LC-5D	テリス出版
1401	"	増刊・セクシーボーリング 黄昏人形 欲しい	ZS-4D	鶴土曜出版新社
1402	"	夢精遊戯 フォエラオ入門 第4巻3号通巻38号	MU-3D	アップル社
1403	"	グランデエロス Vol.5 嬢女淫腿	GE-4D	海鳴書房
1404	"	犯される 淫なる女神 官能出勤	EB-Δ9	テリス出版
1405	"	パラダイス コース別ナンパ・ガイド	PD-2D	テリス出版
1406	"	淫姦妹の穴	EB-Δ0	セイント企画

1407	"	TWIN 特集 SEX大研究	TN-4D	土曜出版新社
1408	録音テープ	TAPE XTC'S SEXY PACK45+α Vol.10	UT-5D	海鳴書房
1409	雑誌その他 の刊行物	少女白書 桃製 10代異常喪失 秘製 喪失 第四卷第二十五号	SH-5D	トライビジョン
1410	録音テープ	TAPE MAGAZINE Vol.18 EROS&MUSIC	MT-4D	テリス出版
1411	雑誌その他 の刊行物	漫画オリーブピア 4月増刊号 大妻性癖の香り	雑誌コー 07588-4/15	辰巳出版株式会社

鳥取県地政課長第二四五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	種 山 照 一	東伯郡大栄町大字西園一一五一
"	種 近 始	大字瀬戸四四九
"	奥 田 泰	大字六尾四七五
"	前 田 堅	四一八
"	西 山 孝	大字東園四〇八
"	岩 間 眞之助	三九六

" 松井秀吉 大字原七八一
 " 田上猿藏 " 一〇八〇
 監事 穂山清重 大字西園一一七五
 " 山崎祥雄 " 大字瀬戸六六一一
 昭和五十九年二月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 南場喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六
 " 市田弘文 " 大字瀬戸三九三
 " 穂山征隆 " 大字西園一一五一
 " 篠原義信 " 一〇一五
 " 岡崎勸 " 大字六尾一七四
 " 田熊昭光 " 大字東園三三八
 " 金山正夫 " 三六三
 " 川本信幸 " 大字原八三〇
 監事 上田正男 " 八一四
 " 山辺美德 " 大字瀬戸五六九
 昭和五十九年二月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第二百六十号

日南町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(神戸
 上地区維持管理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
 第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したの

で、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

泊村から申請のあつた村営土地改良(園地区ほ場整備)事業は、土地改
 良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準
 用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可
 したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(峰寺地区農地造成)事業は、土
 地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい
 て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日
 認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十三号

那家町から申請のあつた鳥取市及び那家町営土地改良(稲荷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十四号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十五号

関金町から申請のあつた町営土地改良(山口地区農地造成)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条

第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十七号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大坂地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第

九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良(明高地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る志津地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る岩山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届 出 者
向原地区は場整備事業 一の谷地区は場整備事業 谷地区ため池等整備事業	昭和五十六年三月二十五日 昭和五十七年三月二十五日 昭和五十八年十一月二十五日	大山町 " 谷共同施行代表者 長柄正一

鳥取県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七第一項の規定に基づき、次のとおり森林整備市町村の指定をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 森林整備市町村として指定した町

河原町、青谷町、三朝町、日野町及び日南町
二 森林整備市町村指定年月日
昭和五十九年三月三十日

鳥取県告示第二百七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
弓北加入区	中型まき網漁業

鳥取県告示第二百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

中国横断自動車道岡山米子線(川上〜米子) 建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

1 米子市赤井手字狐池、字東天神免、字中天神免、字西天神免、字西中島ノ下、字西中島の上、字明寿庵、字欠田、字松尾河原、字松尾河原ノ菖、字松尾河原ノ貳、字欠田河原ノ菖、字欠田河原ノ貳、字東及び東狐池、河岡字吉崎、字福留之上、字下夏梅、字上夏梅及び字吉崎下モ、尾高字家ノ後、字福留、字西ヶ森ノ四、字蔵ノ内、字西ヶ森ノ菖、字西ヶ森ノ二、字森、字六反場筋ノ三及び字森丁田、日下字河原端、字豊後、字寛ヶ坪、字油免、字昆妙田、字砂堀、字二ノ宮分、字蟹ヶ坪提ノ下、字蟹ヶ坪、字東蟹ヶ坪、字南蟹ヶ坪、字四反田、字蟹ヶ坪中島、字西杉ヶ前、字小瀬ノ下、字伊原、字寺屋敷、字荒神前、字河原淵及び字清王寺、福万字妻神、字八窪田、字廣畑、字八窪田ノ一、字北林、字八久保田北及び字八久保田南並びに石州府字大塚ノ菖、大塚ノ貳、浅宮谷、字寺處ノ貳、字寺處ノ菖、字寺處ノ三、字寺處ノ四、字山ノ下タ一、字山ノ下タ二、字寺所ノ峯、字大成、字原新田及び字石州府原地内

2 西伯郡岸本町福岡字大畑山、字山根及び字山根山、岸本字下ノ原東

一、字下ノ原東二、字下ノ原西一、字尻谷、字上ノ原、字陣場及び字

横道ノ上、久古字袖落、字原新屋敷、字新田原、字新田原下モ、字陣場、字豆尾、字豆尾中、字豆尾下、字細工欠、字向坂ノ下、字細工欠落通、字下川原川端、字下河原、字仲田、字カケハタ、字下向田、字向田、字鋤先、字ハバタ、字御休堂、字草田畑、字草田、字宮ノ前、字荒神ノ元、字宮ノ峯ノ二、字宮ノ脇、字下宮ノ谷、字高平、字尾高山ノ一、字宮ノ谷中、字日南平、字宮谷ノ上及び字尾高山ノ二、口別所字横道上東及び字大林、番原字打越、字番原谷景谷下、字鎌立下、字番原谷景平上及び字鎌立上、真野字鎌立、字向原、字原谷及び字トウドウ並びに清原字五十久保、字ウネ原、字下跡坂谷、字上跡坂谷、字荒畑、字下小丸山、字上小丸山、字横路谷、字原山、字狐塚原、字圓豆田平、字穴水原上ノ平及び字穴水原地内

3 日野郡江府町大字小江尾字大松谷、字大成北平、大成南平、字大塔日南平、字大塔尻、字下大塔南平、字北奥谷林、字北下谷林、字南奥谷林、字南下谷林、字北枋ノ子塔、字南枋ノ子塔、字代、字成ル林、字鉄穴口、字古屋敷、字坂木、字奥向林、字下向林及び字城ノ尾、大字江尾字貝田原、字駄飼場、字上浅原、字浅原下夕岸、字船谷中島、字猿平、字上後原、字下後原、字カキ尻、字オノ木、字原高下、字石橋、字山神、字山神脇、字市塔日南尻り、大字宮市字池大名、字畑増田、字杉田、字小路ヶ市谷上、字小路ヶ市谷下、字箕平ラ、字平ル林、字日南林、字神田平、字木舟上平、字古神田、字木舟尻、字木舟、字木舟日南、字枋谷、字谷奥、字下如来堂、字如来堂、字王子ヶ市、字小苦塔、字上ノ小苦塔、字廣塔、字道ヶ塔、字坂根、字後谷及び字苦塔、大字柿原字尾船、字小船、字小船ホウキ平、字三谷、字三谷尻、字三谷瀧ノ下及び字横路、大字佐川字行岸、字峠ノ平、字御崎谷下モ、字御崎谷、

字段ノ平、字釜尾ヶ谷、字大陸谷日南、字上ミ岩屋ヶ成ル、字大陸谷、
 字寺ノ段、字謚リ塔、字日南山、字謚リ塔下タ、字上代ヒナ、字松尾
 尻カゲ、字ハセン、字景山、字宮ノ尾上ミ、字宮ノ尾下モ、字谷山、
 字中崎、字平谷尻リ、字林へり、字足塔尻、字足塔、字隠塔、字カナ
 クリ、字小平ラ、字山ノ神、字塔田入口、字塔田、字谷山日南ノ屯、
 字有免、字スエヒト、字柿木田、字砂田、字棚田、字柿ノ木塔、字原
 手塔田、字井手平ラ及び字谷山日南、大字俣野字北谷奥及び字熊野山、
 大字助沢字岡岩、字畑谷、字影ノ平ル、字下龍王、字龍王、字アマガ
 平、字越峠、字柳原、字澤、字今坂谷、字中リ子、字家奥谷、字家ノ
 奥、字ソラヌク湯及び字三平並びに大字下蚊屋字上ヌク湯、字大横谷
 及び字三平地内

4 日野郡溝口町金屋谷字下山北通一、字下山北通式、字王ノ原屯、字
 王ノ原式、字下山南通一、字上垢溜、字段ノ原一、字南垢溜、字段ノ
 原、字段ノ原三及び字ノブシ原、上野字大平ル原及び字カマ谷、添谷
 字美道路、長山字後口山、大倉字田塔北平、字田塔平、字ヲコ田平、
 字間渡ヒナ平、字尻立平、字間渡リ、字間渡蔭平七曲リ、字荒神間渡
 ヒナ平、字シヤウガ田、字正田ノ二及び字正田ノ一、谷川字大谷、字
 中ウネ、字小塔、字小谷、字山田、字篠林、字高林高比良、字大谷尻、
 字打石、字打石谷、字堀、字高林南比良ノ西、字提ノ上、字北平東及
 び字大比良三、宮原字山ノ神、字大塔、字隻日、字虎ヶ尾、字隻日谷、
 字塩瀧、字水落、字鉄床、字大林、字上赤塔、字提谷、字ヤナガ谷、
 字狐狩、字柿塔、字小屋谷、字小谷、字小谷尻、字佛ヶ峰、字シンナ
 シ、字下亀谷、字中ノ谷及び字上亀谷、白水字妻ヶ平、字下貝市、字
 カン谷、字横山、字屋敷、字樋ヶ谷平、字原坂平、字中河原、字上中

河原、字平井手ノ下タ、字サナイ前及び字喜藤治並びに根雨原字道々
 平、字ナル、字道々日南、字妻ノ神、字道々影、字道々影の一、字道
 々影の二、字里輪谷、字砂子ヶ峠、字下モイヤ谷、字白水古曾里及び
 字小舩地内
 四 立ち入らうとする期間
 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百七十六号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき
 設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津及び大字下浅津並びに東郷町大字藤津

三 変更に係る区域

東伯郡東郷町大字藤津地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和五十九年四月一日

（「別紙図面」は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に
 供する。）

鳥取県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第五・五・一号湊山公園

三 事業施行期間

昭和五十一年七月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

米子市久米町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第六・六・一号東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

米子市東山町及び車尾字バンコウ山地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第二百八十号

昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十六号（建築計画概要書の閲覧場所について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年四月一日から施行する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「鳥取県鳥取土木出張所」を「鳥取県鳥取土木事務所」に、

倉吉市巖城二百七十九番地

鳥取県倉吉土木出張所建築課

を、

倉吉市東巖城町二番地

鳥取県倉吉土木事務所建築課

に、「鳥取県米子土木出張所」を「鳥取県米子土木事務所」に改める。

鳥取県告示第二百八十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号（^{かい}磨の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年四月一日から施行する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県立農業経営大学校」を「鳥取県立農業大学校」に、「鳥取県鳥取土木出張所」を「鳥取県鳥取土木事務所」に、「鳥取県郡家土木出張所」を「鳥取県倉吉土木出張所」に、「鳥取県倉吉土木事務所」に、「鳥取県米子土木出張所」を「鳥取県米子土木事務所」に、「鳥取県根雨土木出張所」を「鳥取県根雨土木事務所」に改める。

鳥取県告示第二百八十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年四月一日から施行する。

昭和五十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の倉吉支店の項中「鳥取県立農業経

管大学校」を「鳥取県立農業大学校」に、「鳥取県倉吉土木出張所」を「鳥取県倉吉土木事務所」に改め、同表の株式会社山陰合同銀行の米子支店の項中「鳥取県米子土木出張所」を「鳥取県米子土木事務所」に改め、同表の株式会社山陰合同銀行の根雨支店の項中「鳥取県根雨土木出張所」を「鳥取県根雨土木事務所」に改める。

第二号の表の株式会社鳥取銀行の鳥取県庁支店の項中「鳥取県鳥取土木出張所」を「鳥取県鳥取土木事務所」に改め、同表の株式会社鳥取銀行の那家支店の項中「鳥取県那家土木出張所」を「鳥取県那家土木事務所」に改める。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和59年度上期高圧ガス製造保安責任者試験及び昭和59年度高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和59年3月30日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

- 1 期日 昭和59年5月27日（日）
- 2 場所 倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時 間
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第一種販売主任 者免状に係る試 験	高圧ガス取締法に係る法令	10時00分から 12時00分まで
	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	

第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
	備考 「特別試験科目」とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。	

備考 「特別試験科目」とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習終了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 丙種化学責任者免状に係る試験 2,500円

第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円
 第一種販売主任者免状に係る試験 2,300円
 第二種販売主任者免状に係る試験 1,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和59年4月9日（月）から同月20日（金）まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者とその旨を通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7082）に問い合わせること。